

SD06296 <令和6年版>合格ゾーン 不動産登記法下

ページ	該当箇所	誤	正	更新年月
104	5c-19(16-26) (工)正誤・解説	(工) 誤 法定相続登記後の遺産分割は、遺産分割により所有権を取得した者から単独で遺産分割を原因とする所有権更正登記を申請することができるが(令5.3.28民二538号)、遺産分割を原因とする共同申請による所有権移転登記によることもできる。	(工) 正 法定相続分での相続登記がされている場合において、遺産分割による所有権の取得に関する登記をするときは、登記権利者は、単独で持分移転登記を申請することができる(民事月報Vol.78.5)。なお、この場合、登記権利者は、単独で遺産分割を登記原因とする所有権更正登記を申請することもできる(令5.3.28民二538号)。	24/1
104	5c-19(16-26) (オ) 取扱い不明により削除の下	以上から、誤っているものは(ウ) (工)の2個であり、正解は(3)となる。	以上から、誤っているものは(ウ)の1個であり、正解は(2)となる。	24/1
171	5e-5(10-23) 冒頭の問題文	登記記録に次のような登記事項の記録(一部事項省略)がある不動産に関する下記(ア)から(オ)までの記述のうち、正しいものの組み合わせは、後記(1)から(5)までのうちどれか。	登記記録に次のような登記事項の記録(一部事項省略)がある不動産に関する下記(ア)から(オ)までの記述のうち、誤っているものの組み合わせは、後記(1)から(5)までのうちどれか。	24/1
172	5e-5(10-23) (オ)正誤・解説	(オ) 誤 遺産分割を原因とする所有権移転登記は、遺産分割により当該不動産の所有権(持分)を取得した相続人が登記権利者、共同相続により取得した持分を失った相続人が登記義務者として共同申請により申請する。したがって、本肢の場合、持分を取得したDが単独で申請することはできない。	(オ) 正 法定相続分での相続登記がされている場合において、遺産分割による所有権の取得に関する登記をするときは、登記権利者は、単独で持分移転登記を申請することができる(民事月報Vol.78.5)。したがって、本肢の場合、5番の登記は、C及びD作成の遺産分割協議書を申請書に添付してDが単独で申請することができる。なお、この場合、登記権利者は、単独で遺産分割を登記原因とする所有権更正登記を申請することもできる(令5.3.28民二538号)。	24/1
172	5e-5(10-23) (オ)の解説の下	以上から、正しいものは(イ)(エ)であり、正解は(3)となる。	以上から、誤っているものは(ア)(ウ)であり、正解は(1)となる。	24/1